

物品買受申込書

令和 年 月 日

大阪市契約担当者
大阪市淀川区長 様

住 所 又 は 事 務 所
所 在 地

商 号 又 は 名 称
氏 名 又 は 代 表 者 氏 名

(印)

下記について関係法令・貴市関係規定を守り公告事項・別紙仕様書・明細書及び注意事項を確認のうえ、次の金額で申し込みます。

売扱物品	単価（1kgあたり）（税抜）			
ダンボール		円		
雑誌・チラシ等		円		
ミックスペーパー		円		
機密文書		円		

記

物 品 名 称	令和8年度大阪市淀川区役所古紙等売扱（単価契約）
契 約 期 間	令和8年4月1日～令和9年3月31日
引 取 場 所	大阪市淀川区役所
保 証 事 項	入札保証金・免除 契約保証金・契約金額の100分の10以上を納付すること（契約金額は、売扱物品ごとの予定数量に単価を乗じて得た合計金額とする。） ただし、契約規則第37条第1項の規定に該当する場合は、免除する。

（次面参照）

注 意 事 項

1. この申込書は提出期限までに大阪市淀川区役所に提出すること。
2. 申込者はその提出した申込書の書換え、引換え又は撤回することができない。
3. 個人は本人、法人は代表者、又はそれぞれの委任状を提出し確認をうけた代理人が記名押印すること。
4. 本市が交付した申込書を用いないでした申込は無効とする。
5. 申込金額には、取引にかかる消費税及び地方消費税分を含まないものとする。
6. 落札者は令和8年3月27日までに契約保証金を納付したことを証する書類を提出すること。指定期限までに納付できない場合、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）第32条第3項の契約締結の手続きを怠ったとして、落札の決定を無効とする。
ただし、次のいずれかに該当するときは、契約保証金を免除する。
 - ・落札者が保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証書を提出したとき
 - ・落札者が過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を1回以上締結し、これをすべて誠実に履行したと認められる書類を提出したとき、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき（ただし、長期継続契約に係る履行実績については、現在履行中であっても、12か月以上の期間履行されていれば、その契約を実績と認める。）
 - ・契約金額（単価契約にあっては、契約金額に予定数量を乗じた額、長期継続契約にあっては、予定総額）が500万円未満、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき
7. 正当な理由がなく淀川区長が指定する期限までに契約を締結しない場合は、落札金額の100分の3に相当する違約金を徴収する。
8. 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。
9. 落札者は、契約締結までに、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく誓約書を提出すること。誓約書の提出がない場合は、大阪市契約規則第28条第1項第10号に該当するとして、その者に係る申込は無効とする。

暴力団等の排除について

- (1) 申込者はこの契約の入札及び履行にあたり暴力団員等から妨害又は不当要求を受けたときは、速やかに、この契約に係る当該事務事業を所管する担当課長へ報告するとともに警察への届出を行わなければならない。
- (2) 申込者は(1)に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う調査及び捜査に協力しなければならない。